

令和7年度第4回新潟地方最低賃金審議会

令和7年8月22日（金）

午前10時00分～

新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
- (2) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る審議
- (3) 新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- (4) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議
- (5) 新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- (6) 新潟県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (7) その他

3 閉 会

令和7年度 第4回 新潟地方最低賃金審議会 資 料 目 次

資料No.1新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示（令和7年8月6日付け）

資料No.2新潟地方最低賃金審議会答申に関する異議申立書（46件）

資料No.3令和7年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

資料No.4新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

資料No.5第21回(令和7年)新潟県最低賃金ポスターデザインコンテスト



新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示

新潟労働局一般公示第4号

令和7年8月6日新潟地方最低賃金審議会から新潟県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、新潟県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項の規定に基づき令和7年8月21日までに新潟労働局長あて（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月6日

新潟労働局長 福岡 洋



記

新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金審議会の意見の要旨

新潟県最低賃金を別紙のように定めること。

新潟県最低賃金

- 1 適用する地域
新潟県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,050円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年10月2日

異議申立書一覧

- 1 新潟県労働組合総連合（令和7年8月19日受理）
（賛同43団体）
- 2 レインボーユニオン（令和7年8月19日受理）
- 3 えちごユニオン（令和7年8月19日受理）

2025年8月20日

新潟最低賃金審議会
会長 長谷川 雪子 様

新潟労働局
局長 福岡 洋志 様

新潟県労働組合総連合
議長 寺崎 洋子

2025年度新潟県最低賃金に関する異議申出書

2025年度の「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありました。以下のとおり異議申出を行います。

記

1. 異議の内容

- (1) 2025年度の新潟県最低賃金「1050円」については不服です。
- (2) 新潟県最低賃金は、新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1500円以上に引き上げるべきです。

2. 理由

(1) 物価高に賃上げが追い付いていません。

新潟地方審議会は中央目安の63円を2円上回る65円の答申をし、1050円としました。千円台に乗るのは初めてで、過去最高となりました。賃金は上昇傾向ではありますが、物価の伸びには追い付いていません。6月の一人当たり実質賃金は、前年同月比1.3%減と6か月連続のマイナスです。しかしながら、物価の伸びには追い付いていません。

(2) 石破政権は「20年代に1500円」とする目標を掲げていますが遅すぎます。

新潟では985円を5年で1500円以上にするには毎年103円以上の改定が必要です。また、新潟県労連は2015年に実施した最低生計費試算調査をもとに昨年8月アップデートした結果は、月額27万5562円、時給1837円が必要であるという結果になりました。石破政権の目標「20年代に1500円」では遅すぎますし、低すぎるというのが実感です。

(3) 地域間格差は縮小していません

各県ごとの最低生計費試算調査結果では東京北区（時間額1900円）、新潟市東区（1837円）で、その差はわずか63円です。しかし最低賃金は東京1226円、新潟1050円で、その差は176円です。月額2万6400円、年間では36万9600円（一時金込み14か月計算）もの差がまだあります。あらためて『今すぐ1500円、さらに1700』を求めるものです。

以上

団体名	新潟県労働組合総連合
代表者・氏名	議長 寺崎 洋子



2025年8月20日

新潟最低賃金審議会
会長 長谷川 雪子 様
新潟労働局
局長 福岡 洋志 様

新潟県労働組合総連合
議長 寺崎 洋子

2025年度新潟県最低賃金改定に対する異議申立て

(労働組合組織-44)		23	新潟市公務公共職員労働組合
1	新潟県労働組合総連合	24	新潟県労働組合総連合ユニオン
2	国民春闘新潟県共闘会議	25	新潟県農協労働組合連合会
3	新潟県公立高等学校教職員組合	26	えちご上越農協労働組合
4	生協労連コープネットグループ労働組合	27	えちご中越農協労働組合
5	コープネットグループ労働組合新潟県支部	28	北新潟農協労組
6	コープネットグループ労働組合新潟県支部 山田本部分会	29	佐渡農協労働組合
7	コープネットグループ労働組合新潟県支部 西センター分会	30	新潟地域農協労働組合
8	コープネットグループ労働組合新潟県支部 粟冷センター分会	31	みなみ魚沼農協協同組合
9	コープネットグループ労働組合新潟県支部 新潟東センター分会	32	全国福祉保育労働組合新潟地方本部
10	コープネットグループ労働組合新潟県支部 下越センター分会	33	ほなみの里労働組合
11	コープネットグループ労働組合新潟県支部 長岡センター分会	34	なかよし半田保育園労働組合
12	コープネットグループ労働組合新潟県支部 中越センター分会	35	こまくさ保育園労働組合
13	コープネットグループ労働組合新潟県支部 上越センター分会	36	あしぬま荘労働組合
14	コープネットグループ労働組合新潟県支部 トラストシップ下越分会	37	新潟民医連労働組合
15	コープネットグループ労働組合新潟県支部 トラストシップ県央分会	38	新潟地区労働組合総連合
16	コープネットグループ労働組合新潟県支部 新潟グロサリーセンター分会	39	阿賀地区労働組合総連合
17	コープネットグループ労働組合新潟県支部 黒埼本部分会	40	中越地区労同組合総連合
18	全日本建設交運一般労働組合新潟県本部	41	上越地区労働組合総連合
19	全日本建設交運一般労働組合新潟県本部 建交労トラック部会	42	佐渡地区労組懇談会
20	全日本年金者組合新潟県本部	43	国鉄労働組合新潟地方本部
21	新潟県公務公共一般労働組合	44	国鉄退職者組合新潟地方連合会
22	新潟県公務公共職員労働組合		

(労働組合以外の賛同団体－11)	
1	新潟県商工団体連合会
2	新潟県民主医療機関連合会
3	新潟県生活と健康を守る連合会
4	新潟生活と健康を守る会
5	民主青年同盟新潟県委員会
6	新婦人の会新潟県本部
7	新婦人の会新潟支部
8	憲法を守る新潟県共同センター
9	新潟県憲法会議
10	新潟県革新懇
11	日本国民救援会新潟県本部

2025年8月19日

新潟労働局長 様



異議申立書

レインボーユニオン
代表 山崎 武央

新潟地方最低賃金審議会は、新潟県最低賃金を65円引き上げて1,050円と答申しました。これでは人間らしい生活を営むことができないため、以下のとおり異議を申し立てます。

記

1 異議申出の趣旨

最低賃金法第1条は、「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と定めています。今回の審議結果は、この目的に照らして不十分です。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度は新潟県最低賃金を1,500円以上に引き上げ、1,700円を目標とすべきです。そして、新潟労働局長は、金額が低すぎることを理由として、再審議を求めている。

2 異議申出の理由

(1) 労働者の生計費を保障する最低賃金の引き上げを求める

憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、ナショナルミニマムの根幹であり、最低賃金はこれを具体的に保障する柱です。そのため、最低賃金法第9条第2項の3要素の中で最優先されるべきは労働者の生計費、物価の動向です。

異常な物価高騰は、労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が、生活に困窮し、悲鳴を上げています。そのため、物価高騰に対処することを最優先に最低賃金の引き上げの議論が行われてきました。

しかし、今回の答申では、異常な物価高騰が労働者の生活を直撃し、特に最低賃金近傍で働く労働者が困窮している現状が十分に考慮されていません。連合の調査では、新潟県

で健康で文化的な生活を送るために必要な「リビングウェイジ」は月23万8千円（自動車保有の場合）とされ、フルタイム労働者の所定内労働時間である152.6時間で換算すれば、1,560円となります。新潟県労連の2024年最低生計費試算調査アップデート版では、時給1,837円が必要との結果が出ています。今回の答申額は、これらの調査結果から見て、労働者が最低限の生活を送るために必要な額に遠く及ばず、最低賃金法の目的に反しています。

また、公益委員見解では、「収入に対する生活費の割合が高い最低賃金近傍の労働者の欠かせない支出である『食料』と『光熱・水道』の負担増は、最低賃金の改正に考慮する必要がある」としています。しかし、三要素の実態を踏まえて労働者の生計費を重視し、「具体的には『新潟市消費者物価指数』の『食料』の平均6.67%を参考値として用い算定した65円を引上げ額とし」ており、ここでは、「光熱・水道」の上昇値（2025年1月から6月の平均11.73%）が考慮されていません。もしも、これを直接の参考値とすれば115.5円の引き上げとなり、答申金額よりも上回ったはずで

（2）中小企業支援策と賃上げの両立を求める

最低賃金引き上げが中小企業に与える影響について、私たちは軽く考えているわけではありません。零細事業主から物価高騰や消費税インボイスによる増税、最低賃金の引き上げに伴う社会保険料や労働保険料の負担増への不安の声が寄せられていることも事実です。

小規模事業主からなる新発田民主商工会の意見書は、異常な物価高騰が国民生活に多大な影響を及ぼしていることから、大幅な最低賃金の引き上げが必要だと主張していました。しかし、使用者委員から聞こえてくるのは、支払能力の範囲内でしか引き上げができないとするばかりです。異常な物価高騰に対して賃上げで乗り越えるためにはどうするか、そのことを考えるほうが建設的です。

私たちは、中小企業が地域経済の担い手であると考えています。中小企業を支援することは、単なる事業者支援でなく、地域社会を守ることです。

他の自治体で行われていますが、事業場内最低賃金を引き上げた事業主に対し、助成金を支給する直接支援策が導入されています。このような施策と連携することによって、事業者に対しては、賃上げに踏み出す挑戦を後押しするものとなり、その結果として労働者の消費意欲が向上して、地域経済全体に良い影響をもたらすことができます。

また、赤澤経済再生担当大臣は、地方で賃金の目安を上回る引き上げを行うよう働きかけると伝えられました。その際、事業主の負担が増えることについては、補助金や交付金による重点的な支援で生産性向上を促すことで対応する考えを示しました。この支援策に関する検討があったか定かではなく、もし、この支援策が審議で十分に考慮されていれば、答申金額が高くなった可能性があります。

(3) 審議の透明性を高めて、公正に運営することを求める

今年度の審議に際して提出した意見書の中で、審議の透明性が確保され、答申に対する納得感の得られる運営を要請しました。しかし、専門部会では二者協議が大部分の時間を占めており、全体会議での議論が十分に確保されていません。議論の大部分が非公開で行われることは、審議全体の透明性を低下させ、活発な意見交換を阻害する要因になっています。審議を非公開で行うことは、できる限り抑制的であるべきです。

活発な意見交換を行い、基本的には全会一致を目指すべきです。今後は、全体会議において、各委員が自由に意見を述べ、議論を深める機会を設けることを求めます。

3 再度の改定を求める

もし、このまま異議申出が却下され、今回の答申額が10月2日から施行されるのであれば、最低賃金法第12条に基づき、新潟労働局長は、8月以降の物価上昇等を勘案し、新潟地方最低賃金審議会に対して、直ちに再度の改定を諮問していただくよう求めます。

以 上

2025年8月19日

新潟最低賃金審議会
会長 長谷川 雪子 様

新潟労働局
局長 福岡 洋志 様



新潟市中央区川岸町2丁目4-
えちごユニオン
執行委員長小山一

新潟地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立て

2025年度の「新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示」がありました。以下のとおり異議申出を行います。

1. 異議の内容

- (1) 2025年度の新潟県最低賃金「1050円」については不服です。
- (2) 新潟県最低賃金は、新潟県における労働者の最低生計費をカバーできる額とし、時間額1500円以上に引き上げるべきです。

2. 異議の理由

- (1) 長谷川審議会会長は、「物価上昇を踏まえ、労働者の生活を守ることを重視しつつ、事業者の負担にも配慮して2円を上乗せした」との事ですが、そもそも、現行の最低賃金では、労働基準法が規定する「人たるに値する生活」には程遠く、憲法の規定する「最低限度の生活」も営めないという現状認識に欠け、審議の前提そのものを、意図的に歪めていると指摘しなければなりません。
したがって、その現行の最低賃金に「物価上昇を踏まえつつも、事業者の負担に配慮した」上げ幅では、現行の賃金ベースそのものが「最低限度の生活」に耐えられない水準である以上、労働者の生活を守るにはあまりにも程遠い数字というしかありません。
- (2) 使用者側は、これまで、憲法が規定する「最低限度の生活」さえ営めない賃金しか支払わず、労働者を「違法」に酷使してきたことを真摯に反省し、「人たるに値する生活」が営めるための賃金を保障するのは当然の責務であることを改めて自覚すべきです。
- (3) 一方、労働者側委員は「本音は満足する数字ではないが、目安の額を上回っており賛成した」と評価したようですが、労働者の生活を守る立場からは、桁の違う数字を評価するなどあってはならないものです。
- (4) これまでのこうした審議結果が、欧州等の半分程度しかない最低賃金水準を労働者に押し付けてきた大きな要因と言っても過言ではなく、法を無視してきた審議が問われていると考えます。
- (5) 政府が目標とする「20年代1500円」は最低のものとして、それさえ達成することができない額は論外です。労働基準法が規定する「人たるに値する生活」の趣旨は遠い将来への努力目標ではなく、現在を保障しなければならないものであり、それには、今すぐ1500円の実現が必要です。それを実行するには、今次答申では大きく不足しており、改めて大幅増の改定答申を求めます。

以上

新 労 発 基 ○ 第 ○ 号
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟地方最低賃金審議会長

長 谷 川 雪 子 殿

新潟労働局長

福 岡 洋 志

令和7年度新潟県最低賃金の改正決定に係る新潟地方最低賃金
審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金(昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定に関して、最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出があったので、貴会の意見を求める。

新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数

1. 新潟県に於ける自動車小売業の事業所数と労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	1,314 事業所	8,860 人

2. 1のうち最低賃金の必要性に合意する労働者数の内訳

合意の内容	企業数（事業所数）	労働者数
労働協約・協定	12 社（167 事業所）	3,057 人

3. 2のうち企業に於ける事業所数の内訳

	事業所名称	事業所数
1	[Redacted]	15 事業所
2		17 事業所
3		5 事業所
4		11 事業所
5		10 事業所
6		16 事業所
7		27 事業所
8		21 事業所
9		10 事業所
10		1 事業所
11		24 事業所
12		10 事業所
計		167 事業所



第21回
(令和7年)



新潟労働局マスコットキャラクター「にじー」

新潟県最低賃金

ポスターデザインコンテスト



最低賃金額を広く周知するためのデザインを募集します！

作品のテーマ	最低賃金の周知を目的としたデザイン（イラスト）に、次の内容を盛り込んだオリジナルのデザインで未発表の作品とします。 ① 「新潟県最低賃金」及び「時間額〇〇円」という文言（必須） ② 効力発生年月日（令和7年〇月〇日）（必須） ③ 最低賃金を周知するための広報文・宣伝文例（「パートも！学生アルバイトも！」）
作品の大きさ	縦45：横50の比率（A3版の場合は、おおむね22.5センチメートル×25センチメートルになります。）
応募方法	A3版（縦）に上記作品テーマと作品の大きさに合うデザイン（イラスト）を表し、そのイラストの下に学生の場合は、学校名、学部・学科名、氏名を記入し、学生以外の場合は、住所、氏名、日中に連絡可能な電話番号を明記してください。 作品の提出にあたっては、CD-ROM、DVD-ROMによる電子データ（拡張子：pdf）を新潟労働局賃金室へ郵送または持ち込みによる応募とします。
応募資格	新潟県内にお住まいの方、新潟県内の学校へ通学の方 新潟県内の企業にお勤めの方 ただし、主催者（新潟労働局・管下労働基準監督署・管下ハローワーク）に勤務する者は応募できません。
応募期間	応募期間 令和7年9月17日～同年10月15日 締切 令和7年10月15日 必着
賞	●最優秀賞（新潟県新潟地方最低賃金審議会会長賞）……1点 ●優秀賞（新潟労働局長賞）……4点 ●特別賞（新潟県産業労働部長）……1点
結果発表	令和7年12月初旬 入賞者へ通知予定 【入賞作品の展示等】 新潟労働局ホームページ、広告、ポスター 新潟美咲合同庁舎2号館エントランス

あなたの作品が広報ポスターに！
【第20回（令和6年）最優秀賞】



主催者 協力	新潟労働局 新潟県
-----------	--------------



※詳しくは新潟労働局ホームページ



作品の応募先 問い合わせ先
〒950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局 労働基準部 賃金室 TEL 025-288-3504



令和7年8月22日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

新潟地方最低賃金審議会 会長
長谷川 雪子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月22日貴職から、同年8月6日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する新潟県労働組合総連合ほか2件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。



令和7年8月22日

新潟労働局長
福岡洋志 殿

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川雪子



新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月6日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

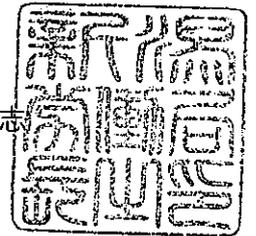
また、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び新潟県各種商品小売業最低賃金について改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。



新労発基0822第5号
令和7年8月22日

新潟地方最低賃金審議会長
長谷川 雪子 殿

新潟労働局長
福岡 洋 志



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、
下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）